

## 幸区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業に係る設置機器等の運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有財産を有効活用するとともに、庁舎の利便性や区民サービスの向上を図ること等を目的に実施する幸区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業に伴い、幸区役所に設置する機器等の運用管理について必要な事項を定めるものとする。

(構成機器及び台数)

第2条 幸区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業により幸区役所に設置する機器等の構成及び台数は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告付き庁舎案内表示板 1台
- (2) 液晶モニター 3台
- (3) タブレット端末 3台
- (4) 庁舎案内パネル 5枚
- (5) 通信設備 7台

(広告付き庁舎案内表示板)

第3条 第2条(1)に規定する広告付き庁舎案内表示板(以下、「表示板」という。)は、庁舎案内に関する図面、行政情報、会議情報、幸区全域図、幸区役所周辺図及び広告を表示するものとする。

2 表示板に表示する広告は、幸区役所広告掲載委員会において承認を得たものとする。

(行政情報及び会議情報)

第4条 表示板及び第2条(2)に規定する液晶モニターに表示する行政情報及び会議情報に係る掲載手続は、別に区長が定める。

(タブレット端末)

第5条 第2条(3)に規定するタブレット端末(以下、「端末」という。)の運用及び管理を行うため、総務課長を情報管理責任者、各所属における課長級職員を情報システム利用責任者として置く。

- 2 情報管理責任者は、川崎市情報セキュリティ基準に基づき整備された本要綱に基づき端末で取り扱う情報資産の管理運用を行うものとする。
- 3 情報システム利用責任者は、各所属における端末の管理及び端末で扱う情報について、本要綱を遵守させる責任を負うものとする。
- 4 端末は、庁舎案内、制度又は事業の説明、多言語翻訳サービスを活用した窓口サービス及び広報等に利用するものとする。

- 5 端末の利用者は、職員のみとする。
- 6 端末は、原則として開庁時間を除き施錠可能なキャビネットに保管し、紛失や盗難がないよう対策を行うものとする。
- 7 端末の利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 個人情報扱わないこと。
  - (2) 職員以外に操作させないこと。
  - (3) 業務の用途以外に利用しないこと。
  - (4) 業務に関連のないサイトへのアクセスを行わないこと。
  - (5) 業務に関連のないソフト又はアプリのダウンロードを行わないこと。
  - (6) 近距離無線通信を含め、あらかじめ指定した機器以外への接続を行わないこと。
  - (7) 幸区役所の庁舎以外の場所に端末を持ち出さないこと。
- 8 端末にダウンロードするソフト又はアプリは、庁内の会議で導入が決定したものとする。

(設置場所)

第6条 第2条に掲げる機器等は、定められた場所に固定して設置するものとする。ただし、同条(2)のうち可搬自立式のもの及び端末については、この限りではない。

(故障時等の対応)

第7条 第2条に掲げる機器等に係る問合せ、苦情及び故障の対応は、幸区役所 広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業者が行うものとする。

(庶務)

第8条 幸区役所 広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業に係る事務は、総務課において処理する。

- 2 情報管理責任者は、故障時等の連絡先、設置機器に係る配置図及び操作方法の資料等を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、機器の管理運用に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。